

全育連発20-14号  
令和2年(2020年) 5月8日

総務大臣 高市 早苗 様

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会  
会 長 久 保 厚 子  
( 公 印 省 略 )

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要望

日ごろから、本会の活動へご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の感染拡大に伴い、全国へ緊急事態宣言が発令されたことを受け、本会にもさまざまな不安の声が寄せられております。また、過日決定された「特別定額給付金」(以下「給付金」という。)についても、たとえば単身生活する知的障害者が適切に申請、受給することができるかどうか、懸念されるところです。

つきましては、次のとおり本会からの緊急要望を提出いたしますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。なお、新型コロナについては未曾有の事態であることを踏まえ、すべての事項について完全に履行することを求めるものではなく、知的障害児者向けの対応方策の検討を本会や関係団体とともに考えていただきたい趣旨であることを申し添えます。

なお、厚生労働省向けの要望書を別添いたしますので、ご参照いただき、情報共有の上で連携して対応していただければ幸いです。

### 記

#### 1 申請期間の特例設定

総務省ホームページによると、申請期限は「各市区町村における郵送申請方式の受付開始日から3か月以内」とありますが、単身または知的障害者のみで構成される世帯の場合には、たとえ簡便な申請様式であったとしても、申請書の内容を分かりやすく説明し、本人の申請意思を対面で丁寧に確認しなければ手続きを進めることができないケースが多数存在します。また、高齢の保護者と知的障害児者のみで暮らしている世帯(いわゆる8050世帯、老障介護世帯)においても、同様の申請支援が必要と思われます。

他方で、新型コロナの特性を踏まえると、市町村や障害児者相談支援事業所が上記の知的障害児者世帯へ出向くためには感染防止策を練る必要があり、たとえば1回当たりの訪問時間を少なくして訪問回数を増やすことで対面時間を減らすといった対応を取った場合には申請支援に要する期間が延びることとなります。

つきましては、本人または家族が知的障害児者である場合（療育手帳や愛の手帳、緑の手帳で確認可能）、通常の申請期間（3か月）を少なくとも「6か月」まで延長してください。その間に、厚生労働省が4月17日に発出された通知「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の実施について」及び令和2年度補正予算案に盛り込まれている「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」に基づき、知的障害児者の属する世帯が特別定額給付金の申請から漏れることのないよう、取り組んでいただくことを想定しています。

## 2 分かりやすい情報提供の徹底

給付金は郵送手続きが中心になることも踏まえ、個別の申請支援とあわせて、知的障害児者にも分かりやすい、平易な日本語でイラストや写真を中心とした情報提供が必要と考えます。このことは、知的障害児者だけでなく、児童や外国籍住民等にも有効です。

つきましては、本会など関係団体と連携して、申請手順を分かりやすく示すとともに詐欺被害防止の啓発を兼ねたリーフレット（いわゆる「分かりやすい版リーフレット」）を早急に作成して公開してください。なお、本会においては、4月12日にホームページへ「新型コロナウイルスにかからないようにするために」という知的障害児者向けの啓発リーフレットを公開したところです。

## 3 虐待による施設入所などの状態にある障害者への対応

障害者虐待によって自宅での生活が困難になり、施設やグループホームなどに措置されている障害者の多くは知的障害です。こうした障害者への給付金支給申請を虐待していた家族が行うことは、さらなる経済的虐待を引き起こす可能性が高く、障害福祉サービス事業者などの支援により、確実に本人へ給付される必要があります。このことは、行政措置の発動だけでなく、市町村が調整の上で任意に家族と障害者本人を分離した際にも同じことがいえます。

4月27日事務連絡「虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理について」において、施設等に入所などへ措置されている障害者等について運用指針が示されましたが、「措置入所等障害者」の範囲が、いわゆる「やむを得ない措置」に限定されています。障害者虐待の事案ではいわゆる「やむを得ない措置」でなくとも、市町村の調整により、任意で障害者と養護者を分離するケースもあります。

市町村の判断で、経済的虐待等があつて入所施設やグループホーム、短期入所などを利用している障害者についても、その養護者から申請があつた場合であっても当該養護者には支給せず、当該障害者に支給できるようにするといった柔軟な対応ができる旨、

市町村に対して明示していただくよう、お願いいたします。

以 上